○財務省告示第百六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日以後に支払うべき法第二十九条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			給与所得控除の額
以上		以下	
円		円	
135,416	円以下	149,999	54,167円
135,417		150,000	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋15,000円
150,000		299,999	
300,000		549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋45,000円
550,000		833,333	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋100,000円
833,334	円以上		183,334円

（注）給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

○財務省告示第百七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号中「小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」に改める。

輸入統計品目表第二二〇七・一〇号を次のように改める。

2207.10	―エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80％以上のものに限る。）	
	――アルコール分が90％以上のもの	
	―――工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	L
121	―――工業用アルコールの製造の用に供するもの	L
122	―――酢酸エチルの製造の用に供するもの	L
123	―――エチルアミンの製造の用に供するもの	L
	――その他のもの	
130	―――アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	L
	―――その他のもの	
191	――――バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造されるものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの	L
199	――――その他のもの	L
	――その他のもの	
220	―――アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	L
290	―――その他のもの	L

輸入統計品目表第二九〇九・一九号中「エタノール」を「エチルアルコール（エタノール）」に改める。

○財務省告示第百八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十八年度における輸入基準数量及び同年度における協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十八年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		輸入基準数量
一	八	八・二トン
二	九	五〇、〇五二トン
三	一〇	一一、八一〇トン
四	一一	一三、五九六トン
一、五八五トン	一二	八四、三〇三トン
七四五トン	一三	六、一二七、〇二六トン
一九トン	一四	一、二八六、七九二トン
	一四の二	七九七、九二五トン
四五、三九五トン	一五	六六一トン
一、五八五トン	一六	一九、六〇三トン
七四五トン	一七	一七九、三七八トン
一九トン	一八	二〇、八七八トン
	一九	一、二六三トン
四五、三九五トン	二〇	六六〇トン
一、五八五トン	二一	二九、一四五トン
七四五トン	二二	六一〇トン
一九トン	二三	八、三〇一トン